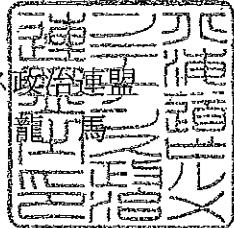




平成 24 年 10 月 25 日

自由民主党北海道支部連合会
会長伊東良孝様

北海道ビルメンテナンス連盟
理事長 逸見



ビルメンテナンス業務等に係る要望について

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから、ビルメンテナンス業界並びに当連盟に対し、ご指導ご支援を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、ビルメンテナンス業が行う建築物の保全管理業務は、衛生的で安全な環境を確保することにより、公共の安全や災害防止などに寄与することを目的として、適正なサービス提供に努めています。

建築物の保全にかかる契約金は、ユーザーにとっては「安心して過ごすことのできる快適な環境」を維持・確保するための経費にしか過ぎません。

現在のデフレ経済の状況下では、ユーザーとしてはコストの削減を進めようとするとは、当然の対応策であると思いますが、そこには、快適環境の維持・確保のために働く人たちの安全な労働環境や賃金については、考慮されにくくなっています。

そのため、民間ユーザーからは、契約金額の据置きや引下げを求められ、官公庁においても行き過ぎた低価格入札が続き、賃金支払の原資であります売上が、年々減少し続けております。

このような状況を踏まえ、(一社)北海道ビルメンテナンス協会は、私たちの業界で働く従業員たちの生活を守るために、雇用を維持し、労働環境や労働条件の向上を目指して、北海道労働局には最低賃金等の労働関係法令に関し、また、国の出先機関、北海道及び札幌市等に対しては、入札の改善について要望を続けております。

これらの趣旨をご理解いただき、ご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 24 年度「自民党道連団体政策懇談会」要望

1 最低賃金の改定方法について

生活保護費は世帯単位で支給されることから、家族手当および住宅手当に相当する部分が含まれ、税金や医療費の負担も免除され、さらには就労支援として収入の全てが減額の対象となっていないなど優遇された内容となっていますが、最低賃金は個人の収入で何ら優遇措置もないことから、現在の比較方法は、不公平で、ますます乖離が広がり続けることになると思われます。

最低賃金改定の比較対象とする場合は、生活保護費の優遇部分を控除した額と比較していただくようお願いします。

2 労働関係法令の発注者責任の法令化について

最低賃金は国の統制賃金であり、法定福利厚生費の負担も義務付けられていることから、建築保全業務などの役務サービスの委託契約を締結する場合には、発注者にもこれらの負担に対する保証責任を義務付ける法令の整備をお願いします。

現行の最低賃金法をはじめとする労働関係法令は、役務サービスのユーザー=雇用者であった時代に制定されたものであり、ユーザーから業務の委託を受け、役務サービスを提供する業態の産業が一般的に広く認知されるようになった現在でも、官公庁を含む委託業務発注者には、最低賃金、年金、社会保険および健康診断費用などの法定福利費等の公的負担が可能な契約金額の保証責任すら求めていません。

3 時短労働者への社会保険の適用拡大について

当業界で最大の戦力となっているパート労働者の多くは、国民年金第3号被保険者のままで雇用の継続を求めており、当業界としても雇用を守り続けるためには、従業員一人ひとりの労働時間を保険適用外となるまで短縮して対応せざるを得ません。このため、労働者の所得は逆に減少すると思われますことから、時短労働者への社会保険の適用拡大には反対しますので、ご支援をお願いします。

4 清掃業務のWTOの対象業務からの除外について

国および地方公共団体の施設における建築物の保全を目的とする日常清掃などを含む清掃業務については、WTOの対象業務から除外できるようお願いします。

現在、警察庁では、テロの対象となる恐れのある重要施設には、施設警備検定資格者の配置を義務付けようとしていますが、国及び地方公共団体の公共施設の清掃業務がWTOの対象業務となっていることは、非常に危険な状況にあると思われます。

5 有期労働契約に関する改正の適用除外について

官公庁等の毎年の入札によって、有期労働契約がされる業務については、5年を超えて無期労働契約としなくてもよい運用規程の整備をお願いします。

改正労働契約法第18条において、「有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換させる仕組みを導入する。」とありますが、官公庁等における業務は、毎年の入札によって受注が決定しています。

6年目に落札できず、近傍に配置転換ができる仕事がない場合は、雇用の継続が不可能となります。